（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（粉じんの濃度等の測定） 第二条　（略） ２・３　（略） ４　第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定のうち粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）の濃度の測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第二条第一項第一号から第三号まで」と、「第一項」とあるのは「同項」と、「令別表第三第一号６又は同表第二号２、３の２、５、８から11まで、13、13の２、15、15の２、19、19の４、20から22まで、23、23の２、26、27の２、30、31の２から33まで、34の３若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）」とあるのは「粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）」と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。）」と読み替えるものとする。 （特定化学物質の濃度の測定） 第十条　（略） ２～４　（略） ５　前項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号６又は同表第二号２、３の２、５、８から11まで、13、13の２、15、15の２、19、19の４、20から22まで、23、23の２、26、27の２、30、31の２から33まで、34の３若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。	（粉じんの濃度等の測定） 第二条　（略） ２・３　（略） （新設） （特定化学物質の濃度の測定） 第十条　（略） ２～４　（略） ５　前項の規定にかかわらず、第一項に規定する測定のうち、令別表第三第一号６又は同表第二号３の２、９から11まで、13、13の２、19、21、22、23、27の２若しくは33に掲げる物（以下この項において「低管理濃度特定化学物質」という。）の濃度の測定は、次に定めるところによることができる。

一　（略）

二　前号の規定による試料採取機器等の装着は、単位作業場所において、労働者にばく露される個人サンプリング法対象特化物の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数の労働者に対して行うこと。ただし、その数は、それぞれ、五人を下回つてはならない。

三　第一号の規定による試料空気の採取等の時間は、前号の労働者が一の作業日のうち単位作業場所において作業に従事する全時間とすること。ただし、当該作業に従事する時間が二時間を超える場合であつて、同一の作業を反復する等労働者にばく露される個人サンプリング法対象特化物の濃度がほぼ均一であることが明らかなときは、二時間を下回らない範囲内において当該試料空気の採取等の時間を短縮することができる。

四　（略）

五　個人サンプリング法対象特化物の発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、前各号に定めるところによるほか、当該作業が行われる時間のうち、空気中の個人サンプリング法対象特化物の濃度が最も高くなると思われる時間に、試料空気の採取等を行うこと。

六　（略）

6～9　（略）

（鉛の濃度の測定）

第十一条　（略）

2　（略）

3　第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十一条第二項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「令別表第三第一号6又は同表第二号2、3の2、5、8から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4、20から22まで、23、23の2、26、27の2、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に

一　（略）

二　前号の規定による試料採取機器等の装着は、単位作業場所において、労働者にばく露される低管理濃度特定化学物質の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数の労働者に対して行うこと。ただし、その数は、それぞれ、五人を下回つてはならない。

三　第一号の規定による試料空気の採取等の時間は、前号の労働者が一の作業日のうち単位作業場所において作業に従事する全時間とすること。ただし、当該作業に従事する時間が二時間を超える場合であつて、同一の作業を反復する等労働者にばく露される低管理濃度特定化学物質の濃度がほぼ均一であることが明らかなときは、二時間を下回らない範囲内において当該試料空気の採取等の時間を短縮することができる。

四　（略）

五　低管理濃度特定化学物質の発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、前各号に定めるところによるほか、当該作業が行われる時間のうち、空気中の低管理濃度特定化学物質の濃度が最も高くなると思われる時間に、試料空気の採取等を行うこと。

六　（略）

6～9　（略）

（鉛の濃度の測定）

第十一条　（略）

2　（略）

3　前項の規定にかかわらず、第十条第五項各号の規定は、第一項に規定する測定につき、準用することができる。この場合において、同条第五項中「令別表第三第一号6又は同表第二号3の2、9から11まで、13、13の2、19、21、22、23若しくは27の2に掲げる物（以下この項において「低管理濃度特定化学物質」という。）」とあるのは、「鉛」と読み替えるものとする。

掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）」とあるのは「鉛」と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「鉛」と読み替えるものとする。

（有機溶剤等の濃度の測定）

第十三条　（略）

２～４　（略）

５　第十条第五項の規定は、第一項に規定する測定について準用する。この場合において、同条第五項中「前項」とあるのは「第十三条第四項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項」と、「令別表第三第一号６又は同表第二号２、３の２、５、８から11まで、13、13の２、15、15の２、19、19の４、20から22まで、23、23の２、26、27の２、30、31の２から33まで、34の３若しくは36に掲げる物（以下この項において「個人サンプリング法対象特化物」という。）」とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）」と、第十条第五項第二号、第三号及び第五号中「個人サンプリング法対象特化物」とあるのは「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）」と読み替えるものとする。

６　（略）

（有機溶剤等の濃度の測定）

第十三条　（略）

２～４　（略）

５　前項の規定にかかわらず、第十条第五項各号の規定は、第一項に規定する測定のうち塗装作業等有機溶剤等の発散源の場所が一定しない作業が行われる単位作業場所において行われるものにつき、準用することができる。この場合において、同条第五項中「令別表第三第一号６又は同表第二号３の２、９から11まで、13、13の２、19、21、22、23若しくは27の２に掲げる物（以下この項において「低管理濃度特定化学物質」という。）」とあるのは、「令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤（特化則第三十六条の五において準用する有機則第二十八条第二項の規定による測定を行う場合にあつては、特別有機溶剤を含む。）」と読み替えるものとする。

６　（略）